仕 様 書

1 役務の名称

「スタートアップ企業×行政・地域」課題解決協業モデル構築事業委託業務

2 業務の目的及び概要

先端技術を活用し社会に新しい価値を生み出すスタートアップ企業の創出及び育成は、若年層の雇用創出効果があり、IT人材の受皿を作るとともに、挑戦する都市というイメージを向上させることにつながることから、地域におけるスタートアップ企業の積極的な活用のニーズが高まっている。

一方、行政及び地域には、先端技術を活用した課題解決策を導入することで、その効率及び効果を 飛躍的に向上させることができる課題が多数存在していることが推測される。

本業務は、こうした行政及び地域課題を抱える自治体と、優れた先端技術を有する道内外のスタートアップ企業が協業して新たな解決策を検討し、今後の行政及び地域課題の解決に寄与するモデルを構築するほか、地域におけるスタートアップの積極的な活用を促すことで、札幌・北海道におけるスタートアップ・エコシステムの更なる発展を目的として実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)

4 「「スタートアップ企業×行政・地域」 課題解決協業モデル構築事業」概要

(1) 参画する自治体

本事業への参画を希望するさっぽろ連携中枢都市圏*1の自治体

- ※1) さっぽろ連携中枢都市圏:札幌市・小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・ 北広島市・石狩市・当別町・新篠津村・南幌町・長沼町
- (2) 参画するスタートアップ企業

本社所在地及び業種は問わないが、「札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会」 が定めるスタートアップの定義を参考にすること。

【スタートアップの定義】

「革新的なアイデアや先端的な技術で、社会にインパクトを与え、急成長を目指す企業」 (札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会総会資料より抜粋)

(3) 実施内容

自治体とスタートアップ企業の協業により、行政・地域課題の解決策を実証実験等で検証する。 【大まかな流れ】

- ア 参画自治体へ事業概要の説明
- イ 参画自治体の選出及び課題の抽出
- ウ 協業先スタートアップの募集・決定
- エ 協業及び検証のハンズオンでの実施フォロー

(4) 協業モデル数2件

5 業務内容

以下の業務を誠実かつ確実に実施すること。

(1) 参画自治体へ事業概要の説明

受託者は、本事業の概要及び自治体におけるスタートアップ企業との協業による有用性などを内容とする説明会について、専門家を招聘して実施すること。開催に当たっては、委託者がさっぽろ連携中枢都市圏の自治体担当者を集める場を設定する。

また、説明会および普及啓発に向けて、下記のものを制作すること。

自治体向け事業説明資料

【1,000部(A4判(両面)5ページ、紙質は問わない、全面4色カラー)】

・自治体向けポスター

【25 枚 (A2 判 (片面) 1 ページ、コート紙 135kg 相当 (原則として再生紙)、全面 4 色カラー、平版 (オフセット) 印刷)】

・自治体向けパンフレット

【1,000 部 (A4 判 (両面) 1 ページ、コート紙 90kg 相当 (原則として再生紙)、全面 4 色カラー、平版 (オフセット) 印刷両面 紙の仕様)】

(2) 参画自治体の選出及び課題の抽出

受託者は、スタートアップ企業と行政・地域の協業による課題解決モデル構築事業の実績、又は 類似するスタートアップ企業に関わる事業等の実績により、実施手法に精通したコーディネーター を少なくとも1名置き、上記説明会において興味を示した自治体に対して個別ヒアリングを実施し、 参画自治体を選出すること。

選出後は、参画自治体から行政・地域課題を抽出するため、課題を抽出するための個別ヒアリングを更に実施すること。

課題の抽出に当たっては、コーディネーターが有する協業に関する知識及び経験から、スタートアップ企業との協業実現性が高い適切な課題を抽出すること。

課題の抽出後は、抽出した課題によりスタートアップとの協業モデルを構築していくことへの承 諾を当該自治体から得ること。

なお、コーディネーターは本業務以外の他業務と兼務して従事することを認めるが、本業務の遂 行に支障のない範囲での兼務とし、確実に本業務を遂行できる体制を構築すること。

(3) 協業先スタートアップの募集・決定

ア リストアップ及びマッチング

受託者は、(2)で抽出した行政・地域課題を解決する協業先スタートアップをリストアップすること。リストアップの手法は問わないが、Web 媒体を活用した周知や、コーディネーターが有するネットワークからの個別抽出など、コーディネーターが有する知識・経験を活用し、課題を解決する協業先として十分に相応しく、本事業に賛同し協業実現性が高いスタートアップをリストアップすること。

WEB 媒体での周知に当たっては、STARTUP CITY SAPPORO 公式ホームページを活用することを認

める(https://startup-city-sapporo.com/)。その際は、委託者が紹介するページ管理者(管理者は別途委託事業により決定する。)と連携して効果的な周知を行うこと。

なお、協業先スタートアップの対象は市内に限らず、道外又は国外からリストアップすること も認める。

イ 協業決定

協業が決定した後は、今後の協業方法や展開について参画自治体へ助言を行い、当該自治体から協業の承諾を得ること。

(4) 協業及び検証のハンズオンでの実施フォロー

受託者は、コーディネーターを相談役としてスタートアップ企業と自治体担当職員との間に配置 し、スタートアップ企業と自治体担当職員との協働・検証の実施を支援する。

支援に当たっては、遠隔地からのWEB会議を活用するなど、スタートアップと自治体双方に対して定期的かつ細やかな対応をすること。

参画自治体に対しては、少なくとも月1回コーディネーター又は別に雇用するスタッフが直接面談をして、支援及び助言を行うこと。

また、協業が決定したスタートアップ企業に対し、実証実験、研究・開発等に係る必要経費を支援すること。支援する経費の上限は、スタートアップ企業1件当たり50万円(消費税及び地方消費税の額を含む)までとすること。

(5) 報告

受託者は、上記(1)~(4)の事業を完了したときは、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめた完了報告書を提出すること。

契約期間中に4(4)で定める協業モデル数に達しなかった場合は、自治体及びスタートアップへの折衝記録とマッチングまで至らなかった原因を分析した報告を添付すること。

6 著作権

- (1) 受託者は、制作する成果物 (印刷物、ロゴ、提出された原稿・データ等すべて) に関連する一切 の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を委託者へ譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本事業における協業を通じて製作された著作物等、アイディア、ノウハウ等に関する所有権、知的財産権等の帰属および利用条件については、参画自治体とスタートアップ企業との間で適切に取り扱いを取り決めるよう促すこと。当該権利について委託者は一切関与しないものとし、これに関し参画自治体及びスタートアップ企業に何らかの損害・不利益等が生じた場合、これよって生じる、前述の取り決めに定める以外の一切は、受託者が負うこととする。
- (3) 受託者は、委託者が本件に係る制作物及びコンテンツを公共の目的で利用しようとする場合には、委託者からの通知を前提に、委託者が著作権法第21条から第28条までに規定する権利を自由に利用することをあらかじめ承認する。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを委託者に対して保証することとする。なお、制作物及びコンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著

作物(以下「原著作物」という。)である場合には、受託者が原著作物の著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を取った上で本業務に当たることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。

(5) 当該制作物及びコンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これよって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

7 その他

- (1) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た秘密(甲及び乙が、相手方に対して秘密である旨を明示して開示した情報をいう。)について、自己の役員若しくは従業員、弁護士若しくは税理士等の専門家、又は乙の委託先(委託先候補を含む。)以外の第三者に開示がないようにし、目的外に使用しないこと。なお、受託者は、委託先(委託先候補を含む。)へ秘密情報を開示する場合は、当該委託先(委託先候補を含む。)に本仕様書と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、また当該委託先(委託先候補を含む。)による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。なお本項は、この契約が終了又は解除された後において存続する。
- (2) 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。
- (4) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 環境に関する諸法令に従い、業務を実施すること。
- (6) 本業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ承諾を得るすること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不適当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本業務の執行において不明な点や変更点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (9) 役務契約約款において本仕様書と異なる定めがある場合は、役務契約約款を優先して適用させる 旨の定めのない限り、本仕様書が役務契約約款に優先して適用される。

8 問い合わせ・報告書提出先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15 階北側

札幌市経済観光局 産業振興部 IT・イノベーション課

スタートアップ推進担当係(阿部)